

旅行業等の区分

旅行業等の区分		登録行政庁 (申請先)	業務範囲※1				登録要件		
			企画旅行			手配旅行 (海・国)	営業保証金 ※2	基準資産 ※3	取扱管理者 の選任
			募集型		受注型 (海・国)				
			海外	国内					
旅行者	第1種	観光庁長官	○	○	○	○	7,000万 (1,400万)	3,000万	必要
	第2種	主たる営業所の 所在地を管轄する 都道府県知事	×	○	○	○	1,100万 (220万)	700万	
	第3種		×	△ 隣接市町村等	○	○	300万 (60万)	300万	
	地域限定		×	△ 隣接市町村等	△ 隣接市町村等	△ 隣接市町村等	15万 (3万)	100万	
旅行者代理業	旅行者から委託された業務				不要	—			
旅行サービス手配業	旅行者の依頼に基づき、旅行サービスの提供について、 サービスの提供者との間で、代理契約・媒介・取次を行う業務								
観光圏内限定旅行者代理業 (観光圏整備実施計画において認定を受けた旅館業者)		観光圏整備計画における 国土交通大臣の認定	旅行者から委託された業務 (観光圏内限定、対宿泊者限定)			不要	—	研修修了者 で代替可能	

※1 業務範囲について

募集型企画計画 → 旅行者が、予め旅行計画を作成し、旅行者を募集するもの (ex.パッケージツアー)

受注型企画計画 → 旅行者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの (ex.修学旅行)

手配旅行 → 旅行者が、旅行者からの依頼により宿泊施設や乗車券等のサービスを手配するもの

※2 旅行業協会に加入している場合、営業保証金の供託に代えて、その5分の1の金額を弁済業務保証金分担金として納付 (カッコ内が弁済業務保証金分担金の金額)

また、記載された金額は年間の取扱額が最小の区分の場合であり、取扱額の増加に応じて、供託すべき金額が加算

※3 旅行業の登録にあたり、行政庁は、申請者が事業遂行するために必要な財産的基礎を有することを確認する

旅行業とは、①報酬を得て、②一定の行為（旅行業務）を行う③事業をいう。（法第2条第1項）

①報酬 参加者から徴収する金員で収支を償うことができる

- (1) 企画旅行において「値付けをすることによって得られる収益」
- (2) 受注型企画旅行契約において旅行者から收受する「企画料」
- (3) 手配旅行において旅行者から收受する「旅行業務取扱料金」
- (4) 運送・宿泊機関等から收受する「販売手数料」
- (5) 他社のパッケージツアーを販売した場合の当該他社から收受する「販売手数料」
- (6) 渡航手続き代行契約において旅行者から收受する「渡航手続き代行料金」
- (7) 旅行相談契約において旅行者から收受する「相談料金」

- 【自ら企画して行う旅行料金】
- 【客からの要望を受け行う旅行の企画料】
- 【切符の手配等による料金】
- 【宿や交通会社から得る手数料】
- 【他社旅行の販売手数料】
- 【ビザの取得等の代行手数料】
- 【相談手数料】

②旅行業務 不特定多数にたいして募集するものである

基本的旅行業務

- (1) 自己の計算における、運送・宿泊に関するサービス（運送等サービス）提供契約の締結行為
- (2) 運送等サービスに関する代理・媒介・取次・利用行為
＜例＞航空券の販売、旅館の紹介、貸切バスを利用したツアーの販売

付随的旅行業務

- (3) (1) に付随して行う、自己の計算における運送等サービス以外のレストラン利用、観光施設入場等の旅行サービス提供契約の締結行為
- (4) (2) に付随して行う、運送等関連サービスに関する代理・媒介・取次行為
- (5) (1) 及び (2) に付随して行う渡航手続き（旅券・査証取得）の代行、添乗業務等の行為

相談業務

- (6) 旅行日程の作成、旅行費用の見積り等の旅行の相談に応じる行為
※旅行業者が法第34条の規定に基づき行う旅行サービス手配業も旅行業務に含まれる

③事業 日常的に反復継続するものである

- (1) 旅行の手配を行う旨の宣伝、広告をしている場合
- (2) 店舗を構え、旅行業務を行う旨の看板等を掲げている場合
※上記の例の場合は行為の反復継続の意思が認められる

旅行業者代理業・旅行サービス手配業について



旅行業者代理業とは、①報酬を得て、②所属旅行業者※1のために、③一定の行為（旅行業務※2）を、④代理して契約を締結する行為を行う事業をいう。（法第2条第2項）

※1 所属旅行業者とは、旅行業者代理業者と旅行業者代理業業務委託契約を締結している旅行業者をいい、旅行業者代理業者は旅行業者代理業業務委託契約に基づき所属旅行業者(1者に限られる)を代理して、旅行業務を取り扱うことができる。

※2 相談業務については旅行業者代理業者は扱うことができない



旅行サービス手配業とは、①報酬を得て、②旅行業を営む者のため、③旅行者に対する運送等サービス※3又は運送等関連サービス※4の提供について、④これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業をいう。（法第2条第6項）

※3 運送又は宿泊サービス

※4 通訳案内士・免税店等の運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス



旅行業法に該当しないもの

●専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為

【例】航空運送代理店、バスの回数券の販売所等

●運送、宿泊以外のサービスのみを手配するものや運送事業者・宿泊事業者自らが行う運送等サービスの提供等

【例】観劇・イベント・スポーツ観戦等の入場券のみを販売するプレイガイド、バス会社が自ら行う日帰りツアー、旅館自らが行うゴルフパック

●旅行者と直接取引をしないもの

【例】添乗員派遣会社等

旅行業の登録（新規）

添付書類

旅行業 ※申請書は山口県旅行業協同組合で入手可能 TEL083-902-1605

	新規	更新	変更登録	登録事項変更	代理業 旅行サービス手配業
申請書	○	○	○	○	○
定款（法人の場合）	○	○	×	×	○
商業登記簿謄本（法人の場合）	▲	▲	×	▲	▲
住民票写し（個人の場合）	▲	▲	×	▲	▲
役員の欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	▲	○
旅行業務に係る事業の計画	○	○	○	▲	○
旅行業務に係る組織の概要	○	○	○	▲	○
最近の事業年度における貸借対照表・損益計算書（法人の場合）	▲	▲	▲	▲	×
財産に関する調査（個人の場合）	▲	▲	▲	▲	×
公認会計士または監査法人による財務監査を受けている場合は当該監査証明（それ以外は納税申告書の写し等）	○	○	○	▲	×
旅行業取扱主任者一覧表	○	○	○	▲	○
〃 合格证写し	○	○	○	▲	○
〃 履歴書	○	○	○	▲	○
〃 欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	○	▲	○
事故処理体制表	○	○	○	▲	○
旅行業約款	○	×	○	×	×
営業保証金又は弁済業務保証金分担金納付書の写し	×	○	○	×	×
旅行業代理店業務委託契約書の写し	×	×	×	▲	○ ※代理業のみ

○・・・必須書類 ▲・・・該当者必須 ×・・・不要

各届出書 ※約款変更の場合は要新旧対照表	廃業	事業譲渡	事業分割	法人消滅
	旅行者死亡	約款変更	—	—

手数料（県証紙）

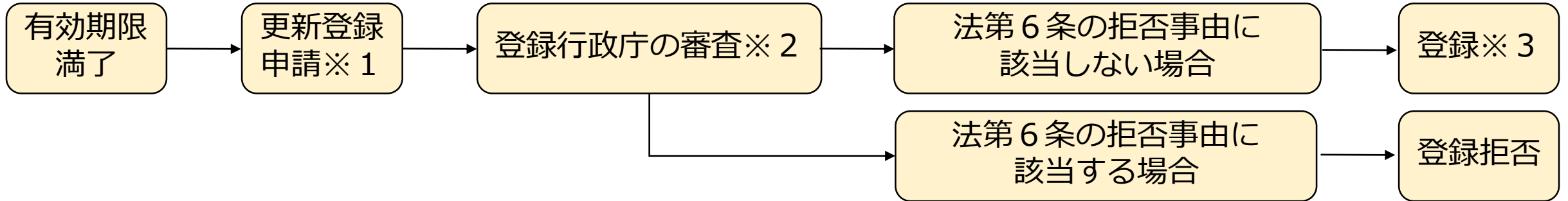
区分	金額
新規	23,500円
更新	17,300円
変更登録	11,200円
代理業・旅行サービス手配業登録	15,300円

旅行業等を登録申請にされる際には、左記添付書類及び上記手数料（県証紙）を観光政策課総務企画班までご提出ください。

旅行業の登録の有効期間は登録の日から記載して5年となります。
※旅行業者代理業及び旅行サービス手配業については有効期間の定めはありません。

旅行業の登録（更新・変更）

旅行業の登録の有効期間満了後も引き続き旅行業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、観光庁長官の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。（法第6条の3第1項）



※1 有効期限の満了の日の2か月前までに申請しなければならない（施行規則第1条）

※2 登録更新の申請を行った場合には、たとえ有効期間が満了となっても、登録行政庁より登録、または登録の拒否の通知があるまでの間は、従前の登録は有効（法第6条の3第3項）

※3 更新登録の有効期間は、従来の登録の有効期間満了日の翌日から起算して5年（法第6条の3第4項）

旅行業者が、登録業務範囲を変更しようとするときは、変更登録の申請を行わなければならない。また、登録事項に関し変更があったときは、その日から30日以内に必要書類を添付して届けなければならない。（法第6条の4）

